

専決処分事項の報告及び承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、下記の件を専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 3 年 12 月 1 日

提出者 国立市長 永見理夫

記

国立市の町区域の変更について

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、  
下記事項を専決処分する。

令和3年11月5日

国立市長 永見理夫

記

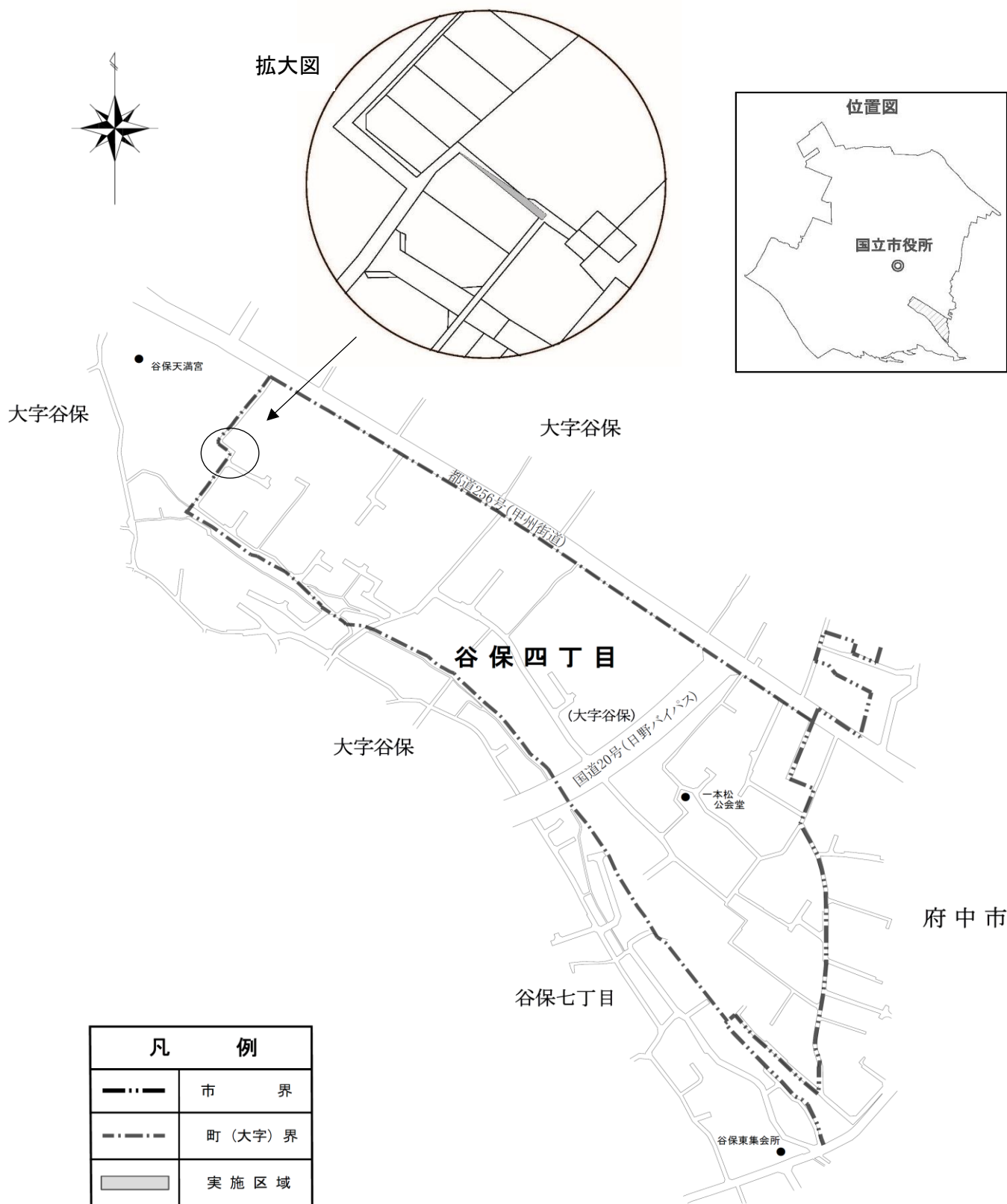
### 国立市の町区域の変更について

地方自治法第260条第1項の規定に基づき、国立市内の町区域を別紙国立  
市町区域変更調書のとおり変更し、令和3年11月22日から施行する。

# 国 立 市 町 区 域 変 更 調 書

(土地の表示は、令和3年2月1日現在による)

# 町区域の変更参考図



凡 例	
	市 界
	町 (大字) 界
	実 施 区 域

※ ( ) 内は旧大字名

# 谷 保 四 丁 目

次の区域をもって、<sup>やほ</sup>谷保四丁目に編入する。

大 字	字	地 番
谷保	梅林	5 2 0 6 の 1 0